

論文批評

甲斐一真ほか「AI を発明者とする特許登録の可否について」

(『パテント』 Vol.79 No.7、2026 年、20-28 頁)

作成日：2026 年 9 月 5 日

Claude Fable 5.1

要旨 本稿は、日本弁理士会令和 6 年度特許委員会第 1 部会第 2 グループによる活動報告「AI を発明者とする特許登録の可否について」⁽¹⁾を、(i) 記載内容の一次資料との照合、(ii) 分析枠組みの妥当性、(iii) 調査基準日（2025 年 1 月 10 日）以降の動向の補足、という三つの観点から批評する。結論を先に述べれば、①DABUS 出願 18 法域の手続経過を統一用語で横断整理した資料的価値は高い。②他方、南アフリカの登録年（「2024 年」は 2021 年の誤記と考えられる）、ドイツに関する記述の内部矛盾、スイスの手続状況の誤認など、中核データに関わる事実面の訂正を要する。③分析面では、AI による創作的寄与と自然人の発明者性が併存し得ること（ドイツ連邦通常裁判所〔BGH〕決定および EPO 審判部決定が明示）の検討が十分でなく、発明者指定の方式要件、実質的な発明者認定、新規性・進歩性等の特許要件という三つの次元が区別されていない。④6.2 の前提とする米国 2024 年ガイダンスは 2025 年 11 月に全面撤回されており、比較の基礎を付け替える必要がある。調査基準日以降の動向（日本最高裁、スイス、EPO、カナダ、インド、米国）は、当時の記述の誤りとは区別して補足する。

凡例：一次資料または複数の二次資料で確認した事実を「確認」、本稿の評価・推論を「評価」と区別して記す。本稿が独立に検証していない論文の記載は、その旨を明示する。

1. 対象論文の概要

対象論文⁽¹⁾は、『パテント』2026 年 7 月号の特集《令和 6 年度特許委員会の活動報告》に掲載された、8 名の共著による活動報告である。スティーブン・ターラー博士が開発した AI システム DABUS (Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience) を発明者として記載した特許出願（「フードコンテナ並びに注意を喚起誘引する装置及び方法」、PCT/IB2019/057809 系。論文は図の出典として WO2020/079499 を引用）について、THE ARTIFICIAL INVENTOR PROJECT の公式サイトに出願先として掲げられた 18 法域（オーストラリア、韓国、イスラエル、サウジアラビア、スイス、ドイツ、ニュージーランド、ブラジル、

イギリス、欧州、台湾、南アフリカ、日本、インド、シンガポール、アメリカ、中国、カナダ)における出願審査・審判・訴訟の状況を、2025 年 1 月 10 日を基準日として整理している。

構成は、1. はじめに／2. 背景／3. 検討テーマの進め方の策定（調査対象国と手続用語の統一）／4. 対象となる発明について／5. 調査結果（5.1 概要、5.2 各国の対応状況）／6. 検討及び今後の課題（6.1 各国の状況等、6.2 今後の検討課題）である。原稿受領は 2026 年 3 月 6 日とされる。

結論は二段である。第一に、方式審査のみで登録された南アフリカと、自然人（ターラー博士）を発明者として記載し AI 利用を付記する形での差戻しが確定したドイツを除き、公表資料を確認できたほとんどの法域で本出願が却下されており、「特許法における『発明者』は自然人であるため、発明者を AI として特許登録をすることはできない」との解釈が「世界的な徴候」であると「一応の評価」ができるとする。第二に、今後の課題として、AI を利用した発明について「どの程度の AI の利用であれば、発明者を自然人として評価して、発明を特許として保護できるか、その範囲の明確化」を挙げ、USPTO の 2024 年 2 月ガイダンスと、日本の共同発明者に関する裁判例（知財高裁平成 20 年 9 月 30 日判決〔ウエーハ用検査装置事件〕、同平成 20 年 5 月 29 日判決〔ガラス多孔体事件〕）を参照している。

2. 評価できる点

(1) 網羅性と手続段階別の整理。18 法域を、出願審査→不服申立て→第一審→上級審→最上級審という段階で整理し、各法域の根拠条文（豪：特許規則 3.2C(2)(aa)、英：特許法 7 条・13 条、欧州：EPC81 条・規則 19、米：35 U.S.C. § 115(a)、独：特許法 6 条・37 条など）を明示している。ドイツの予備的申立ての内容と判断、ニュージーランドの立法経緯、イスラエルにおける権利主体性、台湾における著作権法とのアナロジー主張の排斥など、判断理由の要点も紹介されている。実務家が最初に参照する一覧表として有用である。本稿が一次資料と照合した範囲では、オーストラリア（第一審 2021 年 7 月 30 日、上級審 2022 年 4 月 13 日、特別上訴許可却下 2022 年 11 月 11 日）、イギリス（2020 年 9 月 21 日、2021 年 9 月 21 日、最高裁 2023 年 12 月 20 日）、アメリカ（2021 年 9 月 2 日、2022 年 8 月 5 日、上告不受理 2023 年 4 月 24 日）、EPO（法律審判部 2021 年 12 月 21 日）、ドイツ（BGH 2024 年 6 月 11 日）、韓国（ソウル高等法院 2024 年 5 月 16 日）の主要日付は正確である〔確認〕。

(2) 用語の統一。法域ごとに異なる処分（拒絶・却下・不受理）、不服申立て制度の有無、審級制度（二審制・三審制）を、「却下」「不服申立て」「第一審／上級審／最上級審」「棄却」に統一した工夫は、横断比較を可能にする。この種の活動報告としては丁寧な設計である。

(3) **限界の明示。**冒頭で調査基準日以降の変化を反映していない旨を宣言し、機械翻訳の利用、中国・サウジアラビアの未確認、シンガポールにおける訴訟情報の公開範囲の限定にも言及している。読者の誤読を防ぐ誠実な態度である。

(4) **「次の問い」の設定。**争点が「AI が発明者になれるか」から「人がどの程度関与すれば発明者と評価されるか」へ移行していることを正しく捉え、日本の共同発明者に関する裁判例および内閣府「AI 時代の知的財産権検討会」中間とりまとめ（論文注(14)によれば 2024 年 5 月）に接続した点は、日本の実務に即した視点である。

3. 問題点と限界

3.1 事実記載の誤りと内部矛盾〔確認〕

(a) **南アフリカの登録日。**論文 5.2(12)は「特許庁は、方式審査を経て、2024 年 6 月 24 日に特許登録された」とする。しかし、CIPC（企業・知的財産委員会）による完全明細書の受理通知は 2021 年 6 月 24 日、特許公報（Patent Journal）への受理公告、すなわち付与は 2021 年 7 月 28 日である^(2,3,4)（南アフリカ特許第 2021/03242 号）。「2024 年」は「2021 年」の誤記と考えられる。両日付は手続上の意味が異なる（受理通知と付与）ため、訂正の際には区別して記載することが望ましい。DABUS 出願で唯一登録に至った事例の年号であり、本論文の中核データであるから、正誤表による訂正が望まれる。

(b) **ドイツに関する記述の矛盾。**論文 5.1(2)は「ドイツ、台湾、及び、イギリスについては、最上級審における実質的判断が確認なされた上で特許庁による却下の判断が確定したことが確認された」と述べる。しかし同じ節の直後の段落は「ドイツについては……特許庁への手続きの差し戻しが確定している」とし、5.1(1)が「却下を認める旨の判断が確定した」国として挙げる 5 か国（オーストラリア、欧州、台湾、イギリス、アメリカ）にもドイツは含まれない。一次資料によれば、連邦特許裁判所（BPatG）2021 年 11 月 11 日決定（11 W (pat) 5/21）は、DABUS を発明者とする主位的申立て等を排斥しつつ DPMA の却下決定を取り消し、「Stephen L. Thaler, PhD、人工知能 DABUS に発明を生成させた」との第 3 予備的申立てによる発明者記載を適法と認めて差し戻した。BGH 2024 年 6 月 11 日決定（X ZB 5/22）は、DPMA 長官の法律抗告とターラー博士の附帯法律抗告の双方を棄却してこれを維持した^(5,6)。したがって、「DABUS を発明者とする指定は最終的に排斥されたが、自然人指定による出願手続の継続が確定した」と書き分けるべきであり、「却下確定」の列挙からはドイツを除くのが正しい。

(c) **ドイツの手続の性質。**論文 5.2(6)の「特許庁は、2021 年 11 月 11 日に、上記不服申立

てに係る判断を裁判所に付託した」との記述は不正確である。2021 年 11 月 11 日は BPatG の決定日であり^(5,6)、ドイツの不服申立て（Beschwerde）は DPMA の決定に対して連邦特許裁判所という裁判所に申し立てる手続である。論文が採用した「不服申立て＝訴訟外の手続」という用語統一の枷が、制度理解を歪めた例といえる。

(d) スイスの状況。論文 5.2(5)は「直近では 2023 年 11 月 23 日に維持年金の支払いが確認されており、本調査時点中も出願審査中であった」とし、5.1(2)でも「出願審査中」に分類する。しかし、連邦行政裁判所判決の原文⁽⁷⁾によれば、スイス連邦知的財産庁（IGE）は 2021 年 6 月 10 日に自然人の発明者を記載するよう求め、出願人の申立てにより実体審査が 2022 年 5 月 31 日から 2023 年 2 月 6 日まで中断された後、2024 年 3 月 12 日の処分を出願を拒絶した。ターラー博士は 2024 年 4 月 24 日に連邦行政裁判所へ不服申立て（B-2532/2024）を行い、2024 年 10 月 15 日に公開審理が開かれている^(7,9)。すなわち調査基準日（2025 年 1 月 10 日）時点では「拒絶処分に対する不服申立てが係属中」であった。同裁判所は 2025 年 6 月 26 日、AI を発明者とする主位的申立てと発明者無記載の第 1 予備的申立てを退ける一方、ターラー博士自身を発明者とする第 2 予備的申立てを認容し、IGE に同人を発明者として審査を続行するよう命じた（差戻しを求める第 3 予備的申立ての判断は不要とされた）^(7,8)。論文は年金納付の書誌情報を根拠に「審査中」と記述したように読めるが、公表された手続情報の追跡が十分でなかった可能性を示している〔評価〕。

(e) 日本の記述の薄さ。第一審が東京地判令和 6 年 5 月 16 日（令和 5 年（行ウ）第 5001 号）であることが本文に示されず、知財高判令和 7 年 1 月 30 日（令和 6 年（行コ）第 10006 号）については注(10)で「控訴は棄却された」とあるのみである。原稿受領（2026 年 3 月 6 日）の時点で判決から 1 年以上が経過しており、少なくとも判旨の要点（3.2 で後述）は補記できたと考えられる。

(f) 本稿で独立に確認できなかった記載。韓国のソウル高等法院 2024 年 5 月 16 日判決（2023 ㄴ 52088）および台湾知的財産及商業法院 2021 年 8 月 19 日判決の存在は、EPO 審判部決定およびスイス判決における引用で確認した^(7,28)。イスラエル、サウジアラビア、ブラジル、シンガポールの個別の日付・条文は、本稿では一次資料に照らして検証していない。

3.2 「登録の可否」に含まれる三つの次元が区別されていない〔評価〕

表題の「AI を発明者とする特許登録の可否」には、性質の異なる少なくとも三つの次元が含まれる。

(i) 発明者指定の方式要件：AI 自体を発明者として指定できるか。本稿で確認した主要法

域（オーストラリア、イギリス、アメリカ、EPO、ドイツ、スイス、日本、カナダ、韓国、ニュージーランド）の特許庁・裁判所の判断では認められていない。BGH もスイス連邦行政裁判所も「発明者は自然人に限る」と明言する^(5,7)。

(ii) 実質的な発明者認定：AI を利用した発明において、どのような関与をした自然人が発明者と認められるか。BGH は、AI を用いて技術的教示が見出された場合でも自然人の発明者指定は可能かつ必要であるとし、「全体の成功に本質的な影響を与えた人的寄与」で足りる、寄与の種類・強度の問題は決定的でないと述べたうえで、AI システムが本質的な寄与をしたことは、少なくとも一人の自然人が発明者であるという想定と矛盾しないと明言した⁽⁵⁾。スイス連邦行政裁判所は、データ提供・学習への関与、完成した解決策を受け取り保護可能な発明として認識し出願に至ったことを総合し、ターラー博士の発明者性を認めた⁽⁷⁾。EPO 技術審判部 T 0528/25 も、AI 利用発明について自然人の発明者指定は原理的に可能であるとした（ただし当該事件では指定の不明確を理由に審判請求を棄却）⁽²⁸⁾。

(iii) 特許要件：新規性・進歩性等。BGH は、発明者指定の適法性は出願対象の特許性を前提としないこと、特許庁は原則として指定内容の真実性を審査しないこと、AI 利用が進歩性判断に及ぼす影響は別問題として留保することを明示している⁽⁵⁾。ドイツ・スイスの判断は、(ii) に踏み込みつつ (i) の次元で出願手続の継続を認めたものであり、新規性・進歩性を認定して特許付与を命じたものではない。

論文の要約「南アフリカ及びドイツを除き……却下」は、(i) と (ii) (iii) を区別しないため、ドイツが (i) の例外であるかのように読まれ得る。実際のドイツの分岐は、救済の在り方——却下か、自然人指定による手続継続か——にある。日本との対比も同様である。知財高裁判決は、特許法 29 条 1 項柱書の「発明をした者」を自然人と解し、権利能力のない存在がした「発明」について特許を受ける権利が発生するとは認められないとした^(19,20)。ただし日本の事件では出願人が補正命令に応じず自然人を記載しなかったため、スイスで認定されたような人の関与が日本法上の発明者性を基礎付けるか否かは判断されていない。「ドイツ・スイスは肯定、日本は否定」という二分法ではなく、申立ての内容と法的構成の相違として整理するのが適切である。

論文 6.2 は、AI を発明者として保護できないという前段の結論から、自然人を発明者と認定できる範囲が問題になるという流れを明示しており、問題提起の接続自体は理解できる。他方、論文は「『発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与した』と評価される程度に AI を利用すれば、自然人を発明者として評価できない結果として、発明を特許として保護することは困難になる」と述べ、AI の寄与と自然人の寄与をゼロサムの関係で捉えている。しかし BGH は、AI が本質的な寄与をしたことは自然人が発明者であることと矛盾しないと明言し、EPO 審判部も同旨を述

べる^(5,28)。AI による創作的寄与と自然人による創作的寄与が併存し得るという観点の検討が不十分である点が、論文の分析面での最大の課題である。日本の共同発明者に関する裁判例が扱ってきたのは自然人間の寄与の配分であり、道具として用いられた AI の寄与を自然人の寄与から差し引くべきか否かは、それらの先例から直接には導かれない別途の論点である。

3.3 判決理由の横断比較の不足〔評価〕

論文は各法域について根拠条文と判断理由の要点を紹介しているが、共通点・相違点の体系的な比較には至っていない。公表判決に照らせば、共通項は、①法文の文言（inventor／individual／発明をした者）、②権利の発生・帰属・移転の連鎖に権利能力が必要であること（EPO 法律審判部の「権利能力ある者」、英国最高裁における所有者への権利帰属の否定、日本の知財高裁における特許を受ける権利の不発生）、③政策判断は立法府に委ねるという司法の自制、の三点に整理できる。相違点は、自然人指定による救済を認めるか否か（ドイツ・スイス・EPO 審判部は認める方向。イギリス・オーストラリア・アメリカでは出願人が自然人指定を求めなかったため争点とならなかった）、および日本の知財高裁のように「発明」概念の主体論に踏み込むか否か、である。なお EPO 審判部 T 0528/25 は、イギリス高等法院 2025 年 9 月 1 日判決（[2025] EWHC 2202 (Ch)）に言及し、同判決においても自然人指定に付属書を添えた記載が不備と判断されたとする⁽²⁸⁾（同判決の原文は本稿未確認）。「世界的な徴候」という評価は、こうした共通項の抽出と相違点の整理によって初めて説得力を持つ。活動報告という性格を考慮しても、6.1 で「一応の評価」を下す以上、その根拠は結論の一致の数ではなく理由の共通性に置くべきであった。

3.4 6.2 の議論の前提が更新されていない〔確認＋評価〕

論文 6.2 は、USPTO の 2024 年 2 月 13 日ガイダンスの下で、自然人が「重要な貢献（significantly contributed）」をしたか否かを共同発明者の判断基準（Pannu 要素）で判断するとの前提に立ち、「アメリカと同様に、共同発明者の認定が適用される場合」として日本の共同発明者判例に接続する。USPTO は 2025 年 11 月 28 日（公表は同月 26 日）、同ガイダンスを全面撤回した。改訂ガイダンスは、①発明者は自然人のみ、②AI システムは実験装置やソフトウェアと同様の道具として位置付ける、③AI 利用の有無を問わず同一の「着想（conception）」基準を適用し、AI 利用発明のための別個または修正された基準は存在しない、④一人の自然人が AI を利用する場面に Pannu 要素を適用する従来の取扱いを撤回し、同要素は複数の自然人間の共同発明者判断にのみ用いる、と整理した^(14,15)〔確認〕。

留意すべきは、AI を道具として位置付ける考え方自体は 2024 年ガイダンスにも含まれており、

AI 利用発明が特許不能となるものではなく、AI を利用した自然人が発明者となり得ることは当時から示されていた点である。2025 年改訂の核心は、単独の自然人と AI の場面に共同発明者の枠組みを持ち込む取扱いの撤回にある。したがって、「共同発明者の認定基準が適用される」という論文の米国理解は改訂後には妥当せず、比較の基礎を付け替える必要がある。他方、自然人による着想が必要である点は維持されており、この改訂によって AI 利用発明の保護範囲がどの程度変化するかは、改訂後の具体的事例に即して検討する必要がある〔評価〕。日本法上の発明者認定基準（発明の特徴的部分の完成への創作的寄与）が単独発明・共同発明を通じて機能していること自体は変わらないから、論文の日本法に関する考察の骨格は維持できる。

また、「我が国においては、本調査時点で、AI を利用した発明に関する発明者の認定についての公式な見解は示されていない」との記述は、論文自身が注(14)で引用する内閣府中間とりまとめと整合しない。同とりまとめは、AI 利用発明についても「発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与した者」を発明者とする従来の考え方に従って自然人の発明者を認定すべきとの考え方を示している。さらに調査基準日の直後、2025 年 1 月 17 日の第 51 回特許制度小委員会で、特許庁は AI 技術の発達を踏まえた制度上の対応（発明、発明者、引用発明適格性）の検討を開始した^(21,22)〔確認〕。「公式見解なし」ではなく「審査基準・審査ハンドブックのレベルでの明文化はない」と書くべきであった〔評価〕。

3.5 時点の問題と補記の扱い〔評価〕

調査基準日 2025 年 1 月 10 日→原稿受領 2026 年 3 月 6 日→刊行 2026 年 7 月という約 18 か月の間隔がある。論文は「はじめに」で調査基準日以降を反映しない旨を宣言しつつ、日本の知財高裁判決による控訴棄却（本文および注(10)）、USPTO ガイダンスの改訂（6.2 本文の括弧書き）、第 53 回特許制度小委員会（注(15)）を補記している。しかし、知財高裁判決の判決理由、USPTO 改訂の内容（Pannu 要素の撤回）、スイス判決、カナダ特許長官決定とその控訴は本文の分析に反映されておらず、補記が分析に接続していない。調査基準日以降の主要動向を一覧にした補遺があれば、記録としての価値と実務的有用性を両立できたと考えられる。なお日本の最高裁決定（2026 年 3 月 4 日）は原稿受領の 2 日前であり、決定の公表・入手時期や校正日程によっては補記が可能であった可能性がある。

4. 調査基準日以降の主要動向（本稿による補足）

論文の読者が最低限補うべき、調査基準日（2025 年 1 月 10 日）以降の動向を整理する。原論文の調査時点における記述の誤り（3.1）とは区別されるべき事項である。確認状況の欄で、原文（一次資料）確認と二次資料・報道ベースの区別を示す。

法域	動向	日付	確認状況
日本	最高裁第二小法廷が出願人側の上告を退ける決定（上告棄却・上告受理申立て不受理と報道）。「発明者は自然人に限られる」とした東京地裁・知財高裁の判断が確定。最高裁自身が示した判断理由は本稿では確認できていない。	2026 年 3 月 4 日	報道・二次資料で確認 ^(16,17,18,26) 。決定文は未確認
スイス	連邦行政裁判所 B-2532/2024：AI を発明者とする主位的申立てと発明者無記載の第 1 予備的申立てを棄却し、ターラー博士を発明者とする第 2 予備的申立てを認容。IGE に同人を発明者として審査続行を命令（拒絶処分取消）。連邦最高裁への上訴の有無は未確認。	2025 年 6 月 26 日（送達 7 月 2 日）	判決原文・裁判所公式発表で確認 ^(7,8)
欧州（EPO）	技術審判部 3.2.07 T 0528/25（分割出願 EP21216024.6）：AI 利用発明について自然人の発明者指定は原理的に可能と述べつつ、様式 1002（ターラー博士を発明者）と付属書（「機械 DABUS が発明を着想した」）の記載が矛盾し指定が不明確として審判請求を棄却。BGH と同一のドイツ語文言による第 3 予備的請求も様式の文脈から不明確とし、付属書なしの第 4 予備的請求は提出遅延（RPBA13 条(2)）で不受理。	2026 年 2 月 5 日（公開 3 月 27 日）	EPO 公式サイトの決定全文で確認 ⁽²⁸⁾
カナダ	特許長官が特許審判部の勧告に基づき出願（No.3,137,161）を拒絶（Thaler, Stephen L. (Re), 2025 CACP 8）。ターラー博士は連邦裁判所に控訴（T-4928-25）。2025 年 12 月時点の解説では 2026 年後半の審理が予測されていた。最新の期日は未確認。	2025 年 6 月 5 日／2025 年 12 月 5 日	長官決定は原文で確認 ⁽¹¹⁾ 。控訴は二次資料 ^(12,13)
インド	特許庁（副管理官）が出願 202017019068 を拒絶。発明者要件（第 6 条・第 7 条・第 10 条、第 2 条(1)(y)「真正かつ最初の発明者」）の不充足と、進歩性欠如（第 2 条(1)(ja)）を独立の拒絶理由とする。第三者の付与前異議も併せて処理。ターラー博士はデリー高等裁判所に控訴し、同裁判所は特許庁に応答を求める通知を発した（2026 年 7 月報道）。	2026 年 4 月 15 日	専門家解説・報道で確認 ^(29,30,31) 。決定原文は未確認
アメリカ	USPTO 改訂ガイダンス（Federal Register Doc. 2025-21457）。2024 年 2 月指針を全面撤回。着想基準を一律適用、AI は道具、Pannu 要素は複数自然人間の共同発明者判断にのみ適用。	2025 年 11 月 28 日（公表 11 月 26 日）	原文で確認 ⁽¹⁴⁾

法域	動向	日付	確認状況
イギリス	EPO T 0528/25 が引用：高等法院 2025 年 9 月 1 日判決 [2025] EWHC 2202 (Ch)。ターラー博士を発明者とする様式の記載が付属書により不備と判断されたとされる。	2025 年 9 月 1 日	EPO 決定中の引用のみ ⁽²⁸⁾ 。判決原文は未確認
日本（政策）	産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会が第 51 回以降、AI 技術の発達を踏まえた制度対応（発明・発明者・引用発明適格性）を検討。特許庁ステータスレポート 2026 にも検討事項として記載。法改正の可否に関する最終的な帰結は本稿では確認できず。	2025 年 1 月 17 日～	資料 2 は原文 ⁽²¹⁾ 、報道 ⁽²²⁾ 、二次資料 ^(23,27)
韓国・NZ・イスラエル・ブラジル・シンガポール・中国・サウジアラビア	調査基準日以降の進展を本稿では確認できなかった。継続追跡を要する。	—	—

以上を踏まえると、(i) AI 自体を発明者として指定できないという点は、調査基準日以降も日本（最高裁決定による確定）、スイス、EPO 審判部、カナダ、インドで補強された。(ii) 自然人指定による出願手続の継続については、ドイツ・スイスが認め、EPO 審判部も原理的可能性を認めつつ、指定の明確性という方式面が新たな争点となっている（T 0528/25、および同決定が引用するイギリス 2025 年判決）。日本については、自然人指定を伴う申立てが争われていないため、この次元の判断は残されている〔評価〕。

5. 実務への示唆——論文を読む際に補うべき点

(1) **発明者欄に AI を記載しない。**本稿で確認した主要法域の特許庁・裁判所の判断では、AI 自体を発明者として指定することは認められていない。USPTO 改訂ガイダンスは、AI を発明者として記載した外国出願を基礎とする米国出願の取扱いにも言及しており⁽¹⁴⁾、国際出願実務では日本出願の発明者記載が各国段階に波及する点に留意すべきである（要約は二次資料間で表現が異なるため、原文の確認を推奨する）。

(2) **人の寄与を事実即して記録する。**スイス連邦行政裁判所は、データ提供・学習への関与、完成した解決策を受け取り保護可能な発明として認識したことを総合してターラー博士の発明者性を認めた⁽⁷⁾。BGH も、人的寄与の種類・強度は決定的でないとしつつ、出願人

が自らの知識に基づき評価し真実の申告をする責任を負うとした⁽⁵⁾。日本でも「特徴的部分の完成への創作的寄与」の立証に備え、研究開発の過程で自然人が行った具体的な創作的寄与（課題設定、解決手段の具体化、候補の選別・評価、検証）を特定し、その内容を事実在即して記録すること、必要に応じて人がこれらに実質的に関与する開発体制を整えることが現実的である。事後的に寄与を作り上げることを意味するものではない。

(3) 「AI 利用」の付記は、文言と様式によって結論が分かれる。BGH は、発明者記載欄に「Stephen L. Thaler, PhD、人工知能 DABUS に発明を生成させた」と付記する第 3 予備的申立てを、法的に無意味な付加として許容した。他方、明細書冒頭に「本発明は人工知能 DABUS により創作された」と追記する第 2 予備的申立ては、発明者記載を疑わしくすること、および審査請求前の補正制限（ドイツ特許法 38 条）に反することを理由に認めなかった⁽⁵⁾。当該事件で問題となった特定の追記についての判断であり、AI 利用に関する明細書記載一般が禁じられたわけではない。EPO 審判部 T 0528/25 は、様式 1002 に「機械 DABUS が発明を着想した」旨の付属書を添えた指定を矛盾・不明確とし、BGH と同一のドイツ語文言も様式 1002 の文脈上不明確とした⁽²⁸⁾。日本の願書における同種付記の取扱いは、本稿では確認できていない。

(4) 「自律的 AI 発明」を主張すること自体のリスク。日本の知財高裁は「発明」の主体論に踏み込み、自然人の関与を否定する出願は方式要件のみならず特許を受ける権利の発生自体を危うくすると読める⁽¹⁹⁾。EPO 審判部 T 0528/25 でも、DABUS が「着想した」との付属書の記載が指定の不明確さを招いた⁽²⁸⁾。企業が研究開発で AI を高度に利用する場合ほど、(2) の記録に基づき自然人の関与を事実として説明できる状態にしておく必要がある。

(5) 立法・審査基準の動向を監視する。特許制度小委員会の議論の帰趨、および東京地裁・知財高裁が立法政策上の検討に委ねた領域の立法・運用上の対応の有無を、継続的に確認すべきである^(21,23)。

6. 総合評価

資料的価値は高い。18 法域を統一用語と根拠条文付きで整理した一覧は、日本語で読める資料として稀であり、日本弁理士会電子フォーラム掲載の別紙資料（各国報告書統合資料）への導線も有用である。

他方、正確性については訂正を要する事実がある。南アフリカの登録年の誤記、ドイツに関する「却下確定」との内部矛盾および手続の性質の誤記、スイスの「審査中」との誤認は、いずれも本論文の中核データに関わる。

分析面では、論文は各法域の根拠条文と判断理由の要点を紹介し、AIを発明者として指定できないことから自然人の発明者認定の範囲を問う流れを示している点で、問題提起の接続自体は理解できる。他方、①AIによる創作的寄与と自然人による創作的寄与が併存し得る点（BGH および EPO 審判部が明示）の検討が十分でなく、②発明者指定の方式要件、実質的な発明者認定、新規性・進歩性等の特許要件という三つの次元が区別されておらず、③各法域の判断理由の共通点・相違点の体系的比較に課題が残る。④6.2 の前提とする米国 2024 年ガイダンスは刊行前に全面撤回されており、比較の基礎を付け替える必要がある。

結語として、本論文は委員会活動報告としての目的は達している。表題が示唆する規範的問い——AIを発明者とする特許登録は可能か、可能でないなら何が可能か——に答えるには、①事実の訂正、②三つの次元の分離と AI 寄与・自然人寄与の併存可能性の検討、③判決理由の横断比較、④2025～26 年の動向（日本最高裁決定による確定、スイス判決、EPO T 0528/25、インドの拒絶、USPTO 改訂）を当時の記述の誤りとは区別して反映した 6.2 の書き直し、が望まれる。読者は、本稿 4 節の補足と、東京地裁・知財高裁の判決理由および最高裁決定による確定状況を確認したうえで、「AIを発明者とする特許登録」の現在地を把握すべきである。

参考文献

いずれも 2026 年 9 月 5 日閲覧。ドイツ BGH 決定(5)、スイス連邦行政裁判所判決(7)、EPO 審判部決定 T 0528/25(28)、カナダ特許長官決定(11)、USPTO 改訂ガイダンス(14)、特許庁第 51 回小委員会資料(21)は原文（一次資料）を確認した。日本最高裁決定（2026 年 3 月 4 日）、インド特許庁決定（2026 年 4 月 15 日）、イギリス高等法院 2025 年 9 月 1 日判決、およびカナダ控訴事件の最新の審理状況は、原文・確定情報を確認できていない。

- (1) 甲斐一真・筆宝幹夫・永島秀郎・中岡起代子・真能清志・萩森学・西原晋・武田雄人（令和 6 年度特許委員会第 1 部会第 2 グループ）「AI を発明者とする特許登録の可否について」『パテント』Vol.79 No.7（2026 年）20-28 頁（原稿受領 2026 年 3 月 6 日）。
- (2) Spoor & Fisher, “DABUS, the rise of the inventive machines”（2025 年 4 月更新）。
<https://spoor.com/dabus-the-rise-of-the-inventive-machines/>
- (3) Adams & Adams, “South African Patent Office’s Recent Grant of a Patent for an Invention Created by Artificial Intelligence”（2021 年 7 月 30 日）。<https://www.adams.africa/intellectual-property/south-african-patent-offices-recent-grant-of-a-patent-for-an-invention-created-by-artificial-intelligence/>
- (4) Dennemeyer, “South Africa and Australia tackle AI inventorship in patents”。
<https://www.dennemeyer.com/ip-blog/news/south-africa-and-australia-tackle-ai-inventorship-in-patents/>
- (5) BGH, Beschluss vom 11. Juni 2024 – X ZB 5/22 (DABUS) 決定全文（ITM NRW 掲載 PDF）。
<https://www.itm.nrw/wp-content/uploads/2024/07/bghki.pdf>
- (6) BPatG, Beschluss vom 11. November 2021 – 11 W (pat) 5/21 (FOOD CONTAINER)（dejure.org 判例情

報)。

[https://dejure.org/dienste/vernetzung/rechtsprechung?Gericht=BPatG&Datum=11.11.2021&Aktenzeichen=11+W+\(pat\)+5/21](https://dejure.org/dienste/vernetzung/rechtsprechung?Gericht=BPatG&Datum=11.11.2021&Aktenzeichen=11+W+(pat)+5/21)

- (7) Bundesverwaltungsgericht (Schweiz), Urteil B-2532/2024 vom 26. Juni 2025, Stephen L. Thaler gegen IGE (判決全文 PDF、送達 2025 年 7 月 2 日)。https://www.bvger.ch/media-releases/41f1e066-84f9-4492-a7bb-b4941dc02790/de/b-2532_2024_web.pdf
- (8) Bundesverwaltungsgericht (Schweiz), Medienmitteilung „Die künstliche Intelligenz ist nicht Erfinderin“ (2025 年 7 月 4 日)。<https://www.bvger.ch/de/newsroom/medienmitteilungen/die-kuenstliche-intelligenz-ist-nicht-erfinderin-2044>
- (9) FPC Review (patentlitigation.ch), “The ‘Artificial Inventor’ in Switzerland — Case No. B-2532/2024 (FAC), Hearing of 15 October 2024” (2024 年 10 月 9 日)。<https://www.patentlitigation.ch/the-artificial-inventor-in-switzerland/>
- (10) Lenz & Staehelin, “AI cannot be an inventor – Swiss Court clarifies status of AI-generated inventions in patent law” (2025 年 7 月 15 日)。<https://www.lenzstaehelin.com/news-and-insights/browse-thought-leadership-insights/insights-detail/ai-cannot-be-an-inventor-swiss-court-clarifies-status-of-ai-generated-inventions-in-patent-law/>
- (11) Thaler, Stephen L. (Re), 2025 CACP 8, Commissioner’s Decision #1689 (カナダ特許長官決定全文 PDF、Gilbert’s LLP 掲載)。<https://www.gilbertslaw.ca/wp-content/uploads/2025/07/Thaler-Stephen-L.-Re-2025-CACP-8.pdf>
- (12) Bennett Jones, “Appeal Filed: Thaler Challenges Refusal to Recognize AI as an Inventor on a Patent—Implications Beyond Inventorship” (2025 年 12 月)。
<https://www.bennettjones.com/Insights/Blogs/Appeal-Filed-Thaler-Challenges-Refusal-to-Recognize-AI>
- (13) Cassels, “Canadian Patent Law in Review 2025: Notable Decisions and Updates” (2025 年 12 月 18 日)。
<https://cassels.com/insights/canadian-patent-law-in-review-2025-notable-decisions-and-updates/>
- (14) USPTO, “Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions,” Federal Register, Nov. 28, 2025, Document No. 2025-21457。<https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>
- (15) M. Aboy & K. Liddell, “Revised USPTO guidance on inventorship for AI-assisted inventions: a pro-innovation pivot away from Pannu factors,” Journal of Intellectual Property Law & Practice, Vol.21 No.5 (2026 年 5 月) 272–275 頁。<https://academic.oup.com/jiplp/article/21/5/272/8528856>
- (16) ビジネス+IT 「【AI は発明者になれるか裁判】最高裁「発明者は人間に限られる」との判断」 (2026 年 3 月 9 日)。<https://www.sbbt.jp/article/cont1/182034>
- (17) 財経新聞 「「AI は特許の発明者にならない」日本の最高裁が上告棄却、7 年に及ぶ世界的な法廷闘争に終止符」 (2026 年 7 月 6 日)。<https://www.zaikai.co.jp/article/20260706/859896.html>
- (18) 弁護士法人栄光「AI 発明者 (ダバス) 事件・知財高裁令和 7 年 1 月 30 日判決について」 (2026 年 4 月 15 日)。[https://www.eiko.gr.jp/law/ai_発明者_\(ダバス\)_事件・知財高裁令和7年1月30日判/](https://www.eiko.gr.jp/law/ai_発明者_(ダバス)_事件・知財高裁令和7年1月30日判/)
- (19) ユアサハラ法律特許事務所「人工知能ダバス (DABUS) に関する令和 7 年 1 月 30 日知財高裁判決 (令和 6 年 (行コ) 第 10006 号 出願却下処分取消請求控訴事件) と AI 発明に関する考察」。<https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5599/>
- (20) 特許法の八衢「DABUS 事件 第一審判決および控訴審判決」 (2025 年 2 月 8 日)。<https://patent->

law.hatenablog.com/entry/2025/02/08/223230

- (21) 特許庁「AI 技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応」産業構造審議会知的財産分科会第 51 回特許制度小委員会 資料 2（令和 7 年 1 月 17 日）。https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/51-shiryou/02.pdf
- (22) 日本経済新聞「生成 AI を使った開発、特許とれるか議論 特許庁」（2025 年 1 月 17 日）。
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA167H60W5A110C2000000/>
- (23) ユアサハラ法律特許事務所「A I 発明についての議論の進展（産業構造審議会知的財産分科会第 54 回特許制度小委員会）」。<https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5859/>
- (24) Kim & Chang, “High Court Reaffirms Artificial Intelligence (AI) Cannot Be an Inventor in Korea”（2024 年 7 月 19 日）。https://www.ip.kimchang.com/en/insights/detail.kc?sch_section=4&idx=29908
- (25) Thaler v Commissioner of Patents [2023] NZHC 554（2023 年 3 月 17 日）判決全文。
https://www.justice.govt.nz/jdo_documents/workspace___SpacesStore_03467327_0e3d_41de_b88e_da0dd54b8116.pdf
- (26) よろず知財戦略コンサルティング「最高裁の不受理で確定した「AI 発明」特許事件（DABUS 事件・日本）深層分析」。<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/c7dace19bfdaf525a0ae.pdf>
- (27) IPStart 国際特許事務所「特許庁ステータスレポート 2026 のご紹介」（2026 年 3 月 30 日）。
<https://ipstart.jp/status-report-2026/>
- (28) EPO Boards of Appeal, T 0528/25 (Designation of inventor/DABUS), Board 3.2.07, decision of 5 February 2026（オンライン公開 2026 年 3 月 27 日）、決定全文。<https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/t250528eu1>
- (29) Bar & Bench, “Can AI be considered inventor under patent law? Delhi HC seeks Patent Office response to US scientist’s plea”（2026 年 7 月 30 日）。<https://www.barandbench.com/news/litigation/can-ai-be-considered-inventor-under-patent-law-delhi-hc-seeks-patent-office-response-to-us-scientists-plea>
- (30) SpicyIP, “The Inventor is still Human: Indian Patent Office’s DABUS Refusal”（2026 年 4 月 21 日）。
<https://spicyip.com/2026/04/the-inventor-is-still-human-indian-patent-offices-dabus-refusal.html>
- (31) Intepat, “Can AI Be an Inventor in India? DABUS Refused, 15 Apr 2026”（2026 年 4 月 21 日）。
<https://www.intepat.com/blog/ai-inventor-india-dabus-refused>